

長崎市介護支援専門員連絡協議会 会員の皆様

長崎市特別定額給付金室

特別定額給付金申請書の発送について（お知らせ）

新緑の候 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市行政には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、特別定額給付金事業が実施されることとなり、長崎市においても、5月16日から市内全世帯（約20万7000世帯）への発送を開始し、5月中にはお届けできる予定です。

特別定額給付金は、世帯主が世帯分を一括して申請し、世帯主が世帯全員分を受給する仕組みとなっています。

また、この申請を行うことが困難な方は、代理申請できる方法があります。

【代理要件等】

- ①寝たきりや認知症の方などは、平素から身の周りの世話をしている方
- ②老人福祉施設に入所している方は施設の職員

以上がそれぞれ代理申請できることとなっています。

しかしながら、申請を行うことが困難な方の状況については、様々なケースがあり、その状況も異なるため、代理申請に関する基準を一律に設けることは現実的ではないと考えています。

つきましては、申請に関するご不明な点などがありましたら、下記までご連絡くださるようお願いいたします。また、申請期日を過ぎての給付は出来ませんので、確認等のご協力をお願いいたします。

- 1 給付対象者 令和2年4月27日に住民記録台帳に記録されている方
- 2 受給権者 給付対象者が属する世帯の世帯主
- 3 給付額 給付対象者1人につき10万円
- 4 申請期間 5月20日から8月20日まで（3か月間）

【制度全般及び申請書に関すること】

長崎市特別定額給付金コールセンター

電話 0570-095-920

【代理申請に関する相談】

長崎市特別定額給付金室

電話 821-3551